

3号議案の方針に基づく42年白門会の会則を以下の通り、改正することといたしたい。現行条文との変更点は別添、4号議案参考資料（カラー版）をご参照ください。

中央大学学員会 4 2 年白門会支部会則（改定案）

第1条（名 称）

本会は、「42年白門会」と称する。

第2条（事 務 局）

本会は、事務局を中央大学学員会事務局に置く。

第3条（目 的）

本会は、会員相互の親睦を深め、また母校中央大学の発展と興隆に寄与することを目的とする。

第4条（事 業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 親睦会・講演会等の開催
- 2 会報等の発行
- 3 その他前条の目的を達成するために必要な事業

第5条（会員の資格）

中央大学を昭和42年に卒業した者は、本会の会員となる資格を有する。

第6条（入 会）

前条の資格を有する者で、入会の意思が確認できた者は本会の会員となる。

第7条（分 会）

本会においては、地域ごとあるいは学部ごとに分会を構成することができる。

第8条（役 員）

本会に次の役員を置く。

- | | |
|--------|----|
| 1 会長 | 1名 |
| 2 副会長 | 1名 |
| 3 幹事長 | 1名 |
| 4 会計監事 | 1名 |

第9条（役員の選出）

会長、副会長及び会計監事は、総会において選任する。幹事長は、会長が指名する。

第10条（役員の任期）

役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第11条（役員の職務）

会長は本会を代表し、学員会本部に関しては支部長となり、会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。幹事長は会長、副会長と相互に協力しながら会務を執行する。会計監事は会計を監査し、総会においてその結果を報告する。

第12条（総 会）

総会は本会の最高意思決定機関であり、毎年総会を開催する。総会は会長がこれを招集し、その議長となる。総会の議決は、本会則に別段の定めがある場合を除き、出席会員の過半数の賛成によって決定する。

第13条（総会の審議事項）

総会においては、次の事項を決定する。

- 1 本会の会則の制定及び改定
- 2 予算及び決算の承認
- 3 その他の重要事項

第14条（親睦会等の担当）

懇親会等の担当として、数名の幹事を置く。幹事は、会長が指名する。

第15条（学員会本部役員の推薦）

学員会本部から当会へ推薦依頼のあった役員候補については、会長が推薦し、直近の総会に報告する。

第16条（経 費）

本会の経費は、寄付金及びその他の収入を以て支弁する。

第17条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

第18条（会則の改定）

本会則は、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得て改定することができる。

附 則

- 1 本会則は、平成6年4月2日から施行する。
- 2 本会則は、平成13年6月9日から施行する。
- 3 本会則は、平成16年6月19日から施行する。
- 4 本会則は、平成19年4月2日から施行する。
- 5 本会則は、平成23年6月11日から施行する。
- 6 本会則は、令和元年6月22日から施行する。
- 7 本会則は、令和6年6月13日から施行する。